

令和7年度ケアラ一月間における啓発事業 業務委託における企画提案募集要項

1 目的

1 1月のケアラ一月間において、ケアは家族だけで担うべきでないこと、他者に頼って良いことについて理解を深める啓発を行う。特に、高齢者の介護においては、早めに地域包括支援センターに相談することが重要であることから、「地域包括支援センターの認知度」を向上させる啓発も併せて実施する。

キャッチフレーズは「誰かを支えるあなたも支える。」

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度ケアラ一月間における啓発事業業務委託

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料

5,247,900円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

企画提案書を提出することのできる者は、次の項目の全てを満たす者とする。

(1) 過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）において、国や地方公共団体から各種啓発業務を受託した実績がある者。

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加資格を有しない者

イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 埼玉県から指名停止措置を受けた者

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納した者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に属した者

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有しているだけでなく、効果的な啓発のノウハウを有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会を行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。

5 提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とする。

(1) 提案書（様式任意、ただし様式1を鑑とすること）

①基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

②事業概要

- ・ 事業の企画案やその企画とした理由、狙いについて
- ・ 契約期間中のスケジュール案について
- ・ 独自の取組や工夫、提案について 等

③本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

(2) 業務実績調書（様式2）

令和2年度～令和6年度において、国や地方公共団体から受託した各種啓発事業の実績

(3) 法人概要（様式任意）

(4) 事業費等見積書（様式任意）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月2日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和7年5月9日（金）までに県ホームページに掲載する。

7 提案書等の提出方法

（１）提出方法

電子メールにて送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。メール送付時に電話で受信確認をすること。なお、ファイルサイズが大きく送信困難な場合にも、その旨を地域包括ケア課へ電話連絡すること。

（２）提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時15分まで

8 選考方法・結果通知

（１）選考方法

ア 審査委員会（以下、「委員会」という）が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案者多数の場合（概ね3者を超える場合など）は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を委員会による審査の対象とする。

ウ 委員会の審査

① 実施日時

令和7年5月23日（金）午後（予定）（時間は別途、応募者に連絡する。）

② 実施方法

オンライン（Teams） ※ミーティング URL は県で発行する。

③ 審査方法

企画提案書等の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。

④ 審査時間

1者につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。なお、審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。

⑤ 出席者

1者につき3名以内とする。

（２）結果通知

委員会審査後、令和7年5月下旬を目途に文書にて通知する。

9 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

10 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話：048-830-3266

e-mail：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部地域包括ケア課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。